後見支援預金

2019年11月1日現在

商 品 名 (愛称)	後見支援預金(普通預金)	後見支援預金(無利息型普通預金)
販売対象	・成年被後見人・未成年被後見人(家庭裁判所が	- 「指示書」を交付したお客様が対象となります)
期間	・期間の定めはありません(家庭裁判所の「指示書」により解約手続きを行うまでとなります)	
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単価	・家庭裁判所の「指示書」に基づき、「口座取引店」のみで預入いたします その場合は、「指示書」および当金庫所定の手続申込書への届出印の押印より記名押印し、通帳とと もに提出してください ただし、他預金からの振替のみの取扱いとなります ・1 円以上	
払戻方法	・1 円単位 ・家庭裁判所の「指示書」に基づき、「口座取引店」のみで払戻しいたします その場合は、「指示書」および当金庫所定の手続申込書への届出印の押印より記名押印し、通帳とと もに提出してください ただし、他預金への振替のみの取扱いとなります	
利 息 (1)適用利率 (2)預入金額 (3)預入単価	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金 に組み入れます ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単 位を100円として利息計算します	・利息はつきません
税 金	・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金 がかかります ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息 には復興特別所得税が追加課税されるため 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税 金がかかります	・利息がつきませんので税金はかかりません
手数料	 ・口座開設手数料: 11,000円 ※被後見人の方が当金庫で公的年金を受取の場合: 5,500円 ・口座管理手数料:年間3,300円 ※口座開設日の属する月を基準月とし、1年後の応当月の10日(休日の場合は翌営業日)に後見支援預金から引落します(以降、毎年同月に引落しします) ・振込の場合は、所定の振込手数料・自動振込サービス手数料がかかります ・手数料には消費税等が含まれています 	
中途解約時の取扱い	・口座解約は家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱います	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
その他 参考となる事項	・総合口座でのお取扱いはできません ・キャッシュカードの発行はいたしません ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取等はご利用できません ・インターネットバンキングのお取扱いはできません ・マル優のお取扱いはできません ・通帳によるATMでの入金のご利用はできません(窓口での取扱いに限定しています) ・家庭裁判所が発行する「指示書」には、契約締結(新規口座開設時)、追加預入(当該預金口座への追加預入)、払戻し、定期送金額の変更、解約(後見終了時等)の5種類があります	
苦情処理措置 · 紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部(9時~17時、電話: 052-913-1153)にお申出ください ・紛争解決措置:愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。	
預金保険について	・預金保険制度の付保対象商品です 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利 息が保護の対象となります(当金庫に複数の口 座がある場合は、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)	・預金保険制度により全額保護されます

中日信用金庫